

山口県中部 1 市 4 町合併協議会財務規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県中部 1 市 4 町合併協議会規約第 16 条の規定に基づき、山口県中部 1 市 4 町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第 2 条 協議会の予算は、山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町（以下「1 市 4 町」という。）の負担金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をその歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに 1 市 4 町の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第 3 条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第 3 項の規定を準用する。

(歳入歳出予算科目の区分)

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 又は別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

(歳出予算の流用及び充用)

第 5 条 歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第 6 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関にこれを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第 7 条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の指示を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第 8 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する市町の例による。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算の写しを1市4町の長に送付しなければならない。

(契約)

第10条 協議会の契約の方法及び内容は、会長の属する市町の例による。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年8月23日から施行する。

(平成16年度予算の特例)

2 平成16年度予算は、第2条第2項の規定にかかわらず、協議会の設置後最初に開催される協議会の会議を経るものとする。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 諸収入	1 雑入	1 雑入
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 会議運営費
		2 事務局運営費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

別紙

山口県中部 1 市 4 町合併協議会の現金預入金融機関について

山口県中部 1 市 4 町合併協議会財務規程第 6 条第 2 項に規定する現金預入金融機関については、下記のとおりとする。

記

山口銀行山口支店

以上

会長が命じる協議会出納員について

山口県中部 1 市 4 町合併協議会財務規程第 7 条第 1 項に規定する出納員は、下記の者に命ずる。

記

山口県中部 1 市 4 町合併協議会事務局総務課長

以上

出納管理を行うその他必要な簿冊について

出納の管理を行うその他必要な簿冊は、備品台帳のほか必要に応じて事務局で定める。

以上